

大阪市消防長が行う、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第1号に規定する甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せた講習を次のとおり開催します。

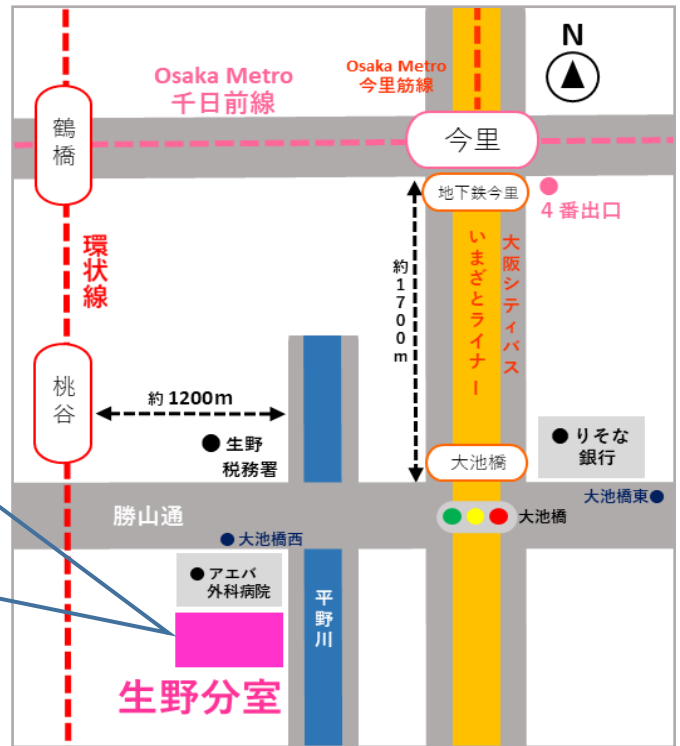
1 時 間 14時から17時まで
(受付は講習開始の**45分前**から行います。)

2 場 所 大阪市生野区勝山南4丁目7-11
大阪市消防局生野分室（生野図書館1階）

講習当日の連絡先 平日 06-4393-6360 土日祝 06-6741-2130

《会場付近見取図》

会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。



《交通機関》

●Osaka Metro 千日前線「今里駅」4号出口より

- ・大阪シティバス系統35、85 杭全行き（約10分）
「大池橋」下車 南西方向へ50m
- ・いまざとライナー系統35、85 長居西二丁目（BRT1）・あべの橋行き（BRT2）（約10分）
「大池橋」下車 南西方向へ50m

●J R「天王寺駅」北口バスターミナルから

- ・大阪シティバス系統12 布施駅前行き（約15分）
「大池橋（西）」下車 南方向へ20m
- ・大阪シティバス系統13 北巽バスターミナル行き（約20分）
「大池橋」下車 南西方向へ50m

●J R、近鉄、Osaka Metro 千日前線「鶴橋駅」から

- ・大阪シティバス系統73 出戸バスターミナル行き（約15分）
「大池橋（西）」下車 南方向へ20m
- ・大阪シティバス系統18 北巽バスターミナル行き（約15分）
「大池橋（西）」下車 南方向へ20m

本案内に関する問い合わせ先
〒550-8566
大阪市西区九条南1-12-54
大阪市消防局予防部予防課
(自主防災管理)
TEL 06-4393-6360
FAX 06-4393-4580

3 講習内容

講 習 科 目
おおむね過去5年間における防火管理及び防災管理に関する法令の改正の概要に関すること
火災事例等の研究に関すること

4 講習当日の持参物

- ・振込したことが証明できる書類（コピー又はスマートフォンの画面提示でも可）
- ・**本人確認書類**
本人確認の為、本人であることを示す書類を講習日当日に御持参ください。
 なお、講習日当日に本人であることを示す書類をお忘れの場合、受講できない場合があります。
- ・筆記用具
- ・テキストを持ち帰るための鞆又は袋（A4サイズが数冊入る大きさのもの）

本人であることを示す書類	いずれか1点で可能なもの（顔写真あり）	いずれか2点必要なもの（顔写真なし）
	運転免許証	各種健康保険証
	運転経歴証明書	各種年金手帳
	パスポート（旅券）	住民票（写）
	マイナンバーカード（個人番号カード）	住民票の記載事項証明書
	住民基本台帳カード（写真ありのもの）	戸籍謄（抄）本
	在留カード	印鑑登録証明書 など
	特別永住者証明書	
	身体障がい者手帳 など	

5 注意事項（講習受講前にお読みください）

- ◎ 申込済の講習を欠席される場合は、消防局予防課（自主防災管理）まで連絡してください。
- ◎ **遅刻・早退は、原則欠席扱いとなります。**
ただし、公共交通機関の遅延の場合については、遅延証明の提示により受講は可能です。
- ◎ 受講申込を事前にしないで、直接講習会場に来場されても受講はできません。
- ◎ 講習開始前に必ず受付を済ませ、指定の席にお座りください。
 （受付は講習開始の**45分前**から行います。）
- ◎ 飲み物の講習会場への持込みは、蓋付きのものに限らせていただきます。
- ◎ 講習では指定のテキストを使用します。（当日講習会場でお渡しします。）
- ◎ 自然災害等の発生により講習を中止する場合があります。
（講習当日の午前7時現在大阪市内に暴風警報又は特別警報が発令されてる場合）

6 個人情報の利用

受講申込書に御記入いただいた情報については、本講習関係事務以外には使用しません。

講習費用振込のご案内

◎ 講習費用

講習種別	講習費用（テキスト代）
防火・防災管理再講習	5, 0 0 0 円（税込）

◎ 振込の際の注意事項

講習日の1週間前までに次のいずれかの金融機関の指定口座に振り込んでください。

- 三井住友銀行生野支店 普通口座：1142740 （一社）大阪市防火管理協会
- ゆうちょ銀行 口座記号番号：00990-6-143160 （一社）大阪市防火管理協会

※振込手数料は受講者負担となります。

※領収書につきましては、講習会当日（2日間講習の場合は1日目）に発行いたします。

振込したことが証明できる書類を講習会当日必ず持参してください。
（コピー又はスマートフォンの画面提示でも可）

◎ 防火管理等講習を受講できなくなった場合の取り扱いについて

1 講習を受講できなくなった場合

講習費用を振り込んだのちに講習を受講できなくなった場合は、当初に申し込んだ講習と同一年度内（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に限り、別の講習会の講習費用としてご利用いただけます（差額が生じる場合は、追加振込又は払い戻し）。

また、受講者を変更することも可能です。

2 講習費用の払い戻しについて

原則として講習費用の払い戻しは致しません。

ただし、次の場合は、払い戻しに要する振込手数料を請求者の負担とし、入金額（過入金の場合の差額を含む。）から払い戻しに要する振込手数料額を差し引いた額を請求者の指定する口座に振り込みます。

- (1) 他機関が主催する講習会などの費用を誤って当協会の口座に入金した場合
- (2) 講習費用の額を間違えて、多く振り込んだ場合（差額の払い戻し）
- (3) 講習日の3日前（土日祝日及び年末年始を除く）までに、受講のキャンセルを申し出た場合
- (4) 公共交通機関の事故等により受講できなかった場合で、遅延証明等により証明できる場合

なお、払い戻し時の手続きについては、下記の大阪市防火管理協会へお問い合わせください。

講習費用に関する問い合わせ先
〒544-0021
大阪市生野区勝山南4-7-11
一般社団法人 大阪市防火管理協会
T E L 06-6741-2130